

行為規制の具体的運用について（2019年7月）

- 一般送配電事業者については、2020年度から、法的分離を行うとともに、人事・委託等に関する行為規制が導入される。
- 監視等委員会は、その行為規制の具体的な運用のあり方について検討し2018年6月に建議を行ったが、今回、その内容のうち「適正な電力取引についての指針」に盛り込むものについて改定案を作成し、パブリックコメントを実施した。

「適正な電力取引についての指針」改定案の主な内容（追記事項の例）

- 一般送配電事業者は、その特定関係事業者との間で兼職を行う者がいる場合、あらかじめ、電力・ガス取引監視等委員会へ説明するとともに、年1回程度、その業務内容等を一般に公表することが望ましい旨
- 取締役等の兼職禁止の例外となるかどうかを判断する視点の詳細
- 一般送配電事業者は、その特定関係事業者との間で人事交流を行う場合には、社内規程等により行動規範を作成することが望ましい旨
- 一般送配電事業者は、電柱に埋め込まれたサイズの小さい表示板等に刻印された商号等（法的分離前に設置されたもの）については、「容易に視認できない場所に刻印又は表示する場合」として、引き続き用いることができる旨
- 一般送配電事業者からその特定関係事業者への送配電等業務の委託禁止の例外にあたるかどうかの判断基準の詳細